

4．持続的に発展し、豊かな暮らしを育むまち【暮らし・基盤】進捗状況集計

達成状況評価基準	令和 6 年度評価		事業総合評価	
	取組数	割合	取組数	割合
A【100%又は100%以上】…事業が完了 又は 目標以上成果があった	0	0.0%	0	0.0%
B【70%～100%未満】…検討課題がほぼなく 又は あるものの事業を実施中	34	97.1%	33	94.3%
C【50%～70%未満】…事業の実施準備が完了 又は完了し事業に着手	1	2.9%	2	5.7%
D【20%～50%未満】…課題等への対応中 又は 事業の実施準備がほぼ完了	0	0.0%	0	0.0%
E【0%～20%未満】…未着手 又は 着手に向けて検討中	0	0.0%	0	0.0%

令和 7 年度事業の方向性							
区分		取組数	割合	区分		取組数	割合
A		2	5.7%	C	1	0	0.0%
B	1	31	88.6%		2	0	0.0%
	2	0	0.0%	D	1	0	0.0%
	3	2	5.7%		2	0	0.0%
					3	0	0.0%

※事業の方向性に関する説明は、【資料1】の1ページ目をご覧ください。

【暮らし・基盤】施策評価

項目	取組名称	まちづくり戦略 (新規・拡充)	令和 6 年度事業内容・実績（見込）	令和6年度 評価	令和 7 年度の事業内容	令和7年度 の方向性	事業総合 評価	担当課
4 持続的に発展し、豊かな暮らしを育むまち【暮らし・基盤】								
1 土地利用								
1 総合的な土地利用の推進								
	1 都市計画(線引き等)の見直し		神山地区の住工混在地域について、住民意見等を考慮しながら、県の第8回線引き見直しに合わせた用途等の見直しを行ったほか、新松田駅周辺地域の用途等の見直しを進めています。	B	県の第8回線引き見直しが令和7年度中に協議が終了し、都市計画の変更が告示される予定であり、令和7年度中に実施される国と県の事前調整に合せた手続きの完了を目指します。	B1	B	まちづくり課
	2 松田町特定地域土地利用計画の見直し		「公有地の拡大の推進に関する法律」「国土利用計画法」に係る相談をはじめ、都市計画区域外における「神奈川県土地利用調整条例」に係る事前相談窓口を設けるとともに、県の規制面積要件の経過措置について、県に「引き続きお願いしたい旨」働きかけを行いました。	B	引き続き、「公有地の拡大の推進に関する法律」「国土利用計画法」に係る相談をはじめ、都市計画区域外における「神奈川県土地利用調整条例」に係る事前相談に対応していきます。 また、県土地利用調整条例による規制面積要件の経過措置について、注視するとともに関係課と連携しながら、対応していきます。	B3	B	政策推進課
2 新時代に向けた積極的な土地利用の推進								
	1 良好な住宅地の整備・促進		道路後退用地整備に伴う登記委託業務・整備工事、宅地開発に伴う許認可業務、道路改良に伴う工事・委託業務を行いました。また、民間住宅の建替えに伴う道路拡幅に関して積極的に地権者交渉を実施しています。	B	施策を推進するための道路整備及び宅地開発事業の指導を行います。	B1	B	まちづくり課
	2 自然環境に配慮した開発事業の誘導		まちづくり条例に基づき、自然環境に配慮した開発指導（雨水排水の宅内浸透など）を誘導しています。	B	施策を継続的に推進するよう宅地開発事業の指導を行います。	B1	B	まちづくり課
	3 町有地等の利活用の促進		これまでも町有財産について売却や活用を進めておりますが、町公共施設等総合管理計画において、記載した未利用資産等の活用や処分を進めて行きます。また、旧寄中学校については、条件付一般競争入札により決定した事業者による農林水産アカデミーの事業開始に向け、地域説明会等を行うとともに、より長期的かつ効果的な事業が実施できるよう、校舎の改修を実施しています。	B	町公共施設等総合管理計画において、記載した未利用資産等の活用や処分を進めていきます。 旧寄中学校については、令和7年度から農林水産アカデミーとしての事業を開始し、地域活性化に向けた人材育成や特産品開発を実施していきます。	B1	B	定住少子化担当室 総務課
3 国土（地籍）調査の推進								
	1 国土（地籍）調査の推進		河内地区 7.0ha 閲覧（R5測量分） ⇒郵送による対応。 中央地区 7.0ha測量 ⇒業者による測量を実施中。	B	谷戸・谷津地区 7.0ha 測量 中央地区 7.0ha 閲覧(R6年度分)	B1	B	まちづくり課

【暮らし・基盤】施策評価

項目		取組名称	まちづくり戦略 (新規・拡充)	令和 6 年度事業内容・実績（見込）	令和6年度 評価	令和 7 年度の事業内容	令和7年度 の方向性	事業総合 評価	担当課
	2 新松田駅・松田駅周辺の整備								
	1 新松田駅南口駅前広場等整備事業の促進								
	1	新松田駅南口駅前広場等整備		地権者との用地交渉を一部実施するとともに、小田急電鉄（株）とエレベーター設置の変更協議を行いました。	B	地権者交渉を進めるとともに、エレベーター設置の修正設計を行います。	B1	C	まちづくり課
	2	新松田駅南口駅周辺道路の整備	新規	新松田駅南口駅前広場の整備に合わせ、調査検討を実施しました。	B	引き続き新松田駅南口駅前広場の整備に合わせて、過年度の設計委託の成果を基に調査等を実施します。	B1	B	まちづくり課
	2 新松田駅北口周辺整備の促進及び松田駅北口周辺整備の検討								
	1	新松田駅北口周辺整備の促進	拡充	新松田駅周辺整備基本構想基本計画(H31.3月策定)に基づき、本地区の市街地再開発事業の都市計画決定へ向けて基本計画の作成を行いました。	B	市街地再開発事業の都市計画決定を行うとともに、次年度の本組合設立へ向けて事業計画の作成を行います。	A	B	まちづくり課
	2	松田駅北口周辺整備の検討	新規	新松田駅周辺整備の進捗に合わせ、整備区域に接続する道路網の整備について検討しました。	B	引き続き新松田駅周辺整備の進捗に合わせ整備区域に接続する道路網の整備について検討を進めます。	B1	B	まちづくり課
	3 骨格的道路網（国道・県道・幹線町道）と生活道路								
	1 道路網の整備								
	1	関係機関に対する積極的な要望活動の実施		事業を推進するため、神奈川県に対し、町村会を通じた「県の施策・予算に関する要望」のほか、県議会議員を通じた「政党予算要望」などにより広く要望活動を実施しました。 ・県道711号御殿場線高架下の道路拡幅 ・災害時の孤立対策 県道710号、県営土佐原林道整備	B	前年度同様、関係機関を通じて要望活動を行うことで整備を推進していきます。	B1	B	まちづくり課
	2 町道・生活道路の整備促進、橋梁の計画的な維持管理								
	1	町道等の効率的・効果的な整備		町道等の道路維持、道路改良を行うための地権者等との交渉業務から設計、工事発注、現場管理のほか道路拡幅に伴う補償・登記業務などを行います。 ・町道寄11号線舗装工事 ・町道23号線道路改良工事	B	安全性、利便性を考慮した中で緊急度合いを調整しながら計画的に整備を行います。 ・町道2-1号線道路改良工事ほか	B1	B	まちづくり課
	2	橋梁長寿命化修繕計画の推進		令和6年度については、十文字橋の点検を実施しております。	B	橋梁長寿命化修繕計画に伴い、12橋の点検委託及び十文字橋の補修設計を行います。	B1	B	まちづくり課
	3 歩道整備及びポケットパーク等の整備による歩行空間の確保								
	1	駅周辺整備計画による歩道や憩いの場の整備		新松田駅周辺整備計画との連携を検討しました。	B	新松田駅周辺整備計画との連携を検討します。	B1	B	まちづくり課
	2	生活環境を向上させる歩行空間の確保		・町道23号線道路改良工事 ・町道寄15号線道路改良工事 道路改良工事に関する業務。用地交渉をし道路拡幅を実施し、歩行者及び車両通行の利便性を向上させます。	B	歩行空間の確保について、安全性、利便性を考慮しながら計画的に整備を行います。 ・町道2-1号線道路改良工事ほか	B1	B	まちづくり課
	4 公共交通								
	1 鉄道運行体制の充実								
	1	鉄道事業者への要望の継続・鉄道事業者と連携した事業の実施		沿線自治体等と連携し、公共交通機関に対し利便性向上及び輸送力増強を目的とした要望内容をまとめました。また、御殿場線の利用者を増やすため、広域での啓発物品等の作成や90周年イベントの実施に向けて沿線自治体との意見調整を継続して取り組みました。	B	御殿場線沿線の市町等を構成員とする「御殿場線利活用推進協議会」や、県や県内の市町村長等で構成する「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」において、ＪＲ東海やＪＲ東日本、小田急電鉄、国土交通省に対し、引き続き要望活動を行っていきます。	B1	B	政策推進課

【暮らし・基盤】施策評価

項目			取組名称	まちづくり戦略 (新規・拡充)	令和 6 年度事業内容・実績（見込）	令和6年度 評価	令和 7 年度の事業内容	令和7年度 の方向性	事業総合 評価	担当課
		2 バス交通等の充実								
		1	路線バスの運行維持対策の推進		町内を走るバス路線の確保・維持及び利便性向上のため、バス交通主要 3 施策（乗合バス運行事業・通学バス定期券及び高齢者バス定期券助成事業）を継続して実施しています。令和 5 年度に策定した地域公共交通計画に基づき、新たに国の補助金も活用し、バス路線の維持に向け取り組んでいます。	B	地域の大切な移動の足である公共交通サービスを維持、存続させるため、経営状況の悪化等による更なる減便等が生じないよう、事業者に対する支援や調整を続けていきます。 また、令和 5 年度から開始したAIオンデマンド交通と既存交通サービスとの連携についても模索していきます。	B1	B	政策推進課
		2	効果的な交通施策の推進と新たな交通施策の推進	拡充	バス路線の確保・維持及び利便性向上のため、バス交通主要 3 施策（乗合バス運行事業・通学バス定期券及び高齢者バス定期券助成事業）を推進しています。 令和 5 年度から実証実験を開始した新たな交通施策（AIオンデマンド交通）の運行計画の見直しに向けた調整等を実施しました。	B	交通事業者との連携のもと、バス交通主要 3 施策を推進するとともに、AIオンデマンド交通の実証実験の最終年度となることから、実証実験後の本格運行に向けた検討を進めてまいります。 また、地域公共交通計画に基づく事業評価を実施し、持続可能な地域公共交通を目指します。	B1	B	政策推進課
	5 住宅対策									
		1 住宅の整備								
		1	老朽化した町営住宅の解体		令和 6 年度は、老朽化し、空き家となった町営住宅を 2 棟（沢尻住宅 1 棟・仲町屋住宅 1 棟）解体しました。	B	老朽化している町営住宅（沢尻・仲町屋・中河原住宅）については、入居者との調整を図りながら、空き家になり次第、順次解体を実施します。	B1	B	総務課
		2	民間等による住宅の整備		町外からの移住を推進するため、関係部署や民間事業者等と連携し、専門知識や経験の活用を図りながら、未利用町有地（沢尻、仲町屋の町営住宅跡地）の有効活用に向けた検討を行いました。	B	関係部署や民間事業者等と連携し、専門知識や経験の活用を図りながら、未利用町有地の有効活用に向けた具体的な調整、検討に入ります。	B1	B	総務課
		3	住宅取得促進事業の推進及び新制度の研究・実行・周知		対象者へ住宅取得促進事業周知(窓口案内及び町広報誌への掲載)を行い、事業の推進に繋がります。 また周知については、令和5年度に締結した、住宅展示場運営事業者と連携しながら、進めています。	B	引き続き、必要な事業費を予算化し、住宅取得促進事業の推進・周知を図っていきます。 また、補助者へのアンケートの結果を集計し、町の施策の参考としていきます。	B1	B	定住少子化担当室
		4	民間住宅の建設促進、良好な住宅宅地開発の誘導		まちづくり条例に基づき開発の内容を審査し、事業者と調整して良好な宅地開発を誘導しています（令和6年度実績：2 件23区画）。	B	施策を継続的に推進するよう宅地開発事業の指導を行います。	B1	B	まちづくり課
		5	空家・空地の把握と利活用の推進		空家対策については、普及啓発事業として、チラシの配布やセミナーの実施などを実施します。 更に、空家の実態調査を行い、所有者への空家活用の意向などを確認していきます。	B	空家対策については、普及啓発事業として、チラシの配布やセミナーの実施などを実施します。 更に、空家の実態調査の結果を元に、所有者の状況に応じた提案(利活用や解体など)を行い、空家対策を実施していきます。	A	B	定住少子化担当室
		6	特定空家等取り壊し		現状の把握を行い、空家等の所有者に対し家屋・土地の維持管理について依頼しました。	B	継続して、空家等の所有者に対して維持管理の依頼を実施します。	B1	B	安全防災担当室
		7	空家・空地バンク制度の運用及び相談業務	新規	引き続き「空家・空地バンク」を運用し、掲載物件数を確保するため、広報等を実施していきます。 また、空家実態調査を通じ、利活用可能と判断される物件については、所有者に対し、同バンク制度を案内し、掲載物件数の増加につなげます。	B	引き続き「空家・空地バンク」を運用し、掲載物件数を確保するため、広報等を実施していきます。 また、空家実態調査を通じ、利活用可能と判断される物件については、所有者に対し、同バンク制度を案内し、掲載物件数の増加につなげます。	B1	B	定住少子化担当室

【暮らし・基盤】施策評価

項目		取組名称	まちづくり戦略 (新規・拡充)	令和 6 年度事業内容・実績（見込）	令和6年度 評価	令和 7 年度の事業内容	令和7年度 の方向性	事業総合 評価	担当課
	6 ごみ処理対策								
	1 ごみ収集・処理対策								
		1 ごみの分別収集の推進		ペットボトル及び容器包装プラスチックの拠点回収（1カ所）や、家庭用のコンポスト容器及びペットボトル圧縮機の配布により、ごみの減量や分別を推進しています。また、令和 7 年 3 月に令和 7 年度分のごみの分別表及び収集カレンダーを全戸に配布する予定です。	B	広報及びホームページ等を活用し、ごみの分別及び減量化、再資源化についての啓発を行うと共に、希望者にコンポスト容器及びペットボトル圧縮機を配布します。 令和 8 年 3 月に令和 8 年度分のごみの分別表及び収集カレンダーを全戸配布します。	B 1	B	環境上下水道課
		2 リサイクル活動団体への助成		資源ごみの回収を実施した登録団体を対象にリサイクル活動団体等奨励金を交付し、活動を促進しています。	B	奨励金の交付については現行制度を継続し、登録団体の活動を促進するとともに、広報等により制度の周知及び登録団体の増加に取組みます。	B 1	B	環境上下水道課
		3 ごみの減量化の推進		ペットボトル及び容器包装プラスチックの拠点回収（1カ所）や、家庭用のコンポスト容器及びペットボトル圧縮機の配布により、ごみの減量や分別を推進しています。	B	広報及びホームページ等を活用し、ごみの分別及び減量化、再資源化についての啓発を行うと共に、希望者にコンポスト容器及びペットボトル圧縮機を配布します。	B 1	B	環境上下水道課
	7 水道事業								
	1 経営の健全化								
		1 水道使用料適正化の検討	拡充	使用料の設定根拠となる原価の算定等を進めています。	B	必要に応じて段階的な値上げ等の改定を検討し、安定した会計運営を目指します。	B 3	B	環境上下水道課
		2 経営の健全化	拡充	寄簡易水道事業については、公営企業会計の適用を開始し、事業の正確な把握や、今後の財政マネジメントの向上等を見据えた取り組みをスタートさせました。 また、上水道事業も含めて業務の合理化等を進め、更なる経費削減に取組みました。	B	将来的な施設の更新等が見えている中、使用料収入の維持を中心とした財源確保の検討を進めます。	B 1	B	環境上下水道課
	2 施設整備と維持管理の充実								
		1 給水管の布設替えと施設の更新・整備	拡充	宮下水源における浸水対策工事や、神山配水池の無停電電源装置の更新工事を実施しました。	B	宮下水源の送水ポンプや次亜注入ポンプを更新します。	B 1	B	環境上下水道課
		2 水質管理計画に基づく水質管理		県水道水質管理計画及び町水質検査計画も踏まえて、法定の水質基準に基づく検査を実施しています。	B	県水道水質管理計画及び町水質検査計画を踏まえた、法定の水質基準に基づく検査を実施します。	B 1	B	環境上下水道課
	3 水道の満足度向上								
		1 水道事業の情報発信と開示	新規	有害性が指摘され始めているPFOS・PFOAの検査結果公表や災害時の水道事業における啓蒙などについて、広報を中心に、水道水にまつわる情報を幅広く発信・開示することで、使用者の満足度向上に取り組んでいます。	B	使用料金の値上げの方向性の中で、町水道水の安全性やおいしさの特徴を強く発信し、理解の醸成に取り組めます。	B 1	B	環境上下水道課
	8 下水道・生活排水施設整備								
	1 公共下水道事業長寿命化の推進								
		1 下水道事業の推進と経営基盤の強化		公営企業会計の適用を開始し、事業の正確な把握や、今後の財政マネジメントの向上等を見据えた取り組みをスタートさせました。	B	下水道総合地震対策計画の策定など、国からの要請に応じて、必要と判断する事業を推進します。	B 1	B	環境上下水道課
	2 生活排水処理の推進								
		1 合併処理浄化槽整備の推進		合併処理浄化槽の整備費及び維持管理費の補助を行うことで、合併処理浄化槽への転換の促進に取り組んでいます。	C	設置費補助金及び維持管理費助成金制度を引き続き運用すると共に、広報及びホームページによる啓発、対象者への戸別訪問等により、合併処理浄化槽への転換の促進を進めていきます。	B1	C	環境上下水道課